

平成 25 年第 1 回定例会（6 月議会）

建設部 提出資料

建設委員会

【予算関係】

○ 建設政策課	平成 25 年度 6 月補正予算案の概要について（建設部） . . .	1
○ 建設政策課	建設業経営基盤強化支援事業について	2
○ 都市計画課	平成 25 年度 6 月補正予算案の概要について	3
○ 都市計画課	行政代執行費用について	4
○ 下水道課	平成 25 年度 6 月補正予算案の概要について	5
○ 道路課	平成 25 年度 6 月補正予算案の概要について	7
○ 道路課	インターチェンジ関連交通環境整備交付金について	9
○ 河川砂防課	平成 25 年度 6 月補正予算案の概要について	11
○ 港湾空港課	平成 25 年度 6 月補正予算案の概要について	12
○ 港湾空港課	日本海クルーズ推進事業について	13
○ 港湾空港課	洋上風力発電適地選定調査について	15
○ 営繕課	県有建築物大規模修繕事業について	16

【議案関係】

○ 建築住宅課	秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する 条例の一部を改正する条例案について . .	17
---------	---	----

平成25年度6月補正予算案の概要について

平成25年6月13日
建設部

1 一般会計 8,416,403千円

(1) 成長に向けた資源の活用 6,370千円

事業名	事業費	事業内容
環日本海クルーズ推進事業	1,706	日本海側の港の連携による環日本海クルーズを推進
洋上風力発電適地選定調査事業	4,664	港湾区域内の発電適地の選定・調査

(2) 社会資本の整備 8,273,129千円

事業名	事業費	事業内容
公共事業	8,159,753	
国庫補助事業	3,473,398	地方道路交付金事業等
県単独事業	4,297,340	県単道路補修事業等
国直轄河川事業負担金	389,015	
建設業経営基盤強化支援事業	22,204	経営基盤強化を図る建設企業の取組に対する支援
あきた循環のみず推進事業	26,172	下水道等の生活排水処理事業の広域・共同化等
船川港埋立護岸整備受託事業	65,000	船川港の埋立護岸整備に係る調査・設計

(3) その他 136,904千円

(4) 債務負担行為

事業名	事業費	事業内容
道路除雪事業費	3,157,600	除雪業務に要する経費
県単港湾整備事業	11,800	〃
県単空港施設整備費	232,000	化学消防車購入に要する経費
県営住宅ストック総合改善事業	6,620	公営住宅等管理システム開発に要する経費

2 特別会計 8,000千円

(1) 港湾整備事業特別会計

事業名	事業費	事業内容
マリーナ施設補修費	8,000	秋田マリーナ（施設補修）

(2) 債務負担行為

事業名	事業費	事業内容
秋田港国際コンテナターミナル施設整備事業	180,000	トランスファークレーン購入に要する経費

建設業経営基盤強化支援事業について

平成25年6月13日
建設政策課

1 目的

「秋田県建設産業振興プラン」において、県が取り組んでいく支援施策として位置づけている成長分野への事業展開や、新技術・新工法の導入など、新たな事業活動により経営基盤強化を図る活動を支援する。また、県内若手技術者に対する研修を行い、建設業者の人材の確保・育成を支援する。

2 事業概要

(1) 建設業経営基盤強化支援事業

中小企業新事業活動促進法による経営革新計画の承認を受けた計画に基づき実施する成長分野への事業展開や、新技術・新工法の導入などにより経営基盤強化に取り組む事業に要する経費の一部を助成する。

ア 新分野進出型（継続） (15,000千円)

- ・対象事業 観光、農業、環境・エネルギーなど成長分野への新事業展開による経営基盤強化の取組
- ・対象件数 3件程度
- ・補助率 1/2（限度額 5,000千円/件）

イ 新事業活動型（新規） (6,000千円)

- ・対象事業 建設業における新技術・新工法の導入等による経営基盤強化の取組
- ・対象件数 3件程度
- ・補助率 1/2（限度額 2,000千円/件）

※ 審査事務等経費 (154千円)

(2) 建設業若手技術者育成事業（新規） (1,050千円)

県内建設企業に従事する30歳未満の技術職員を対象に、技術力向上のための講習を実施する。（技術管理課で実施）

3 予算額

22,204千円

平成25年度6月補正予算案の概要について

平成25年6月13日
都市計画課

1 補正予算案の概要について

地方街路交付金事業において、都市計画道路 停車場栄町線（H25新規事業）を追加する。

2 停車場栄町線の概要について

（1）事業の目的

本荘市街地において、都市交通の円滑化、良好な市街地空間の創出を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保する。

（2）施工内容

施工延長 $L = 374\text{ m}$ 幅員 $w = 18.0\text{ m}$ （2車線）

3 予算額

20,300千円（平成25年度は路線測量・詳細設計を実施）



○現道の状況



○自転車と自動車が混在

行政代執行費用について

平成25年6月13日

都市計画課

1 概要

秋田県収用委員会において明渡裁決がなされた土地について、明渡期限を過ぎても明渡義務が履行されていない状況が続いている。

当該箇所は交通安全上支障となっており、引き続き義務者に対し自発的な移転を促していくが、進展がみられない場合は、県が土地収用法及び行政代執行法に基づく代執行を実施せざるを得なくなるため、こうした事態に備えてその費用を予算化するものである。

事業名 地方街路交付金事業

土地の所在 仙北市内

明渡期限 平成25年4月22日

2 行政代執行に要する費用

6,033千円（うち6,000千円（工事請負費）＋33千円（職員旅費））

※ 代執行に要した費用は、義務者の負担となる。

3 実施される場合の手続き

戒告書の交付→行政代執行令書による通知→行政代執行の実施 の手順になる。

※ これまでの経緯

平成14年 9月 事業認可

平成14年10月 事業説明会

平成15年10月 用地説明会

平成16年4月～平成21年9月 用地交渉 計20回

平成21年11月 収用裁決申請及び明渡裁決申立

平成22年2月～平成24年4月 県収用委員会審理 計14回

平成24年 8月 裁決

平成25年 3月 供託

平成25年4月22日 明渡期限

平成25年4月23日 所有権移転登記（秋田県有地となった）

平成25年5月16日 義務者に口頭催告

平成25年5月31日 「行政代執行請求書」を提出

平成25年度6月補正予算案の概要について

平成25年6月13日
下水道課

1 生活排水処理における機能合体の取組

- ・人口減少による使用料収入の減少や老朽化施設の更新によるコストの増大等により、今後財政負担の増加が見込まれるが、事業者単独での効率化には限界がある。
- ・このため、効率的な事業運営を行い各事業における経営基盤の強化を目的に、全市町村と県で協議会を設立し、流域下水道を核とした**機能合体（広域共同処理）**の取組を推進する。

2 機能合体の取組内容

- ①単独公共下水道・集落排水・し尿処理場等の生活排水処理施設の流域下水道への接続
- ②県と市町村の生活排水処理施設から発生する汚泥の広域共同処理及び利活用
- ③農業集落排水の統合及び単独公共下水道への接続
- ④し尿処理場の単独公共下水道への接続

3 H25の取組内容

機能合体の取組を推進するために必要な計画の見直しを実施する。

（1）秋田県下水汚泥処理総合計画の見直し

汚泥の適正な処理及び利活用を行うために定める計画

（2）秋田県生活排水処理整備構想の見直し

様々な生活排水処理施設の整備を効率的かつ経済的に推進するための基本計画

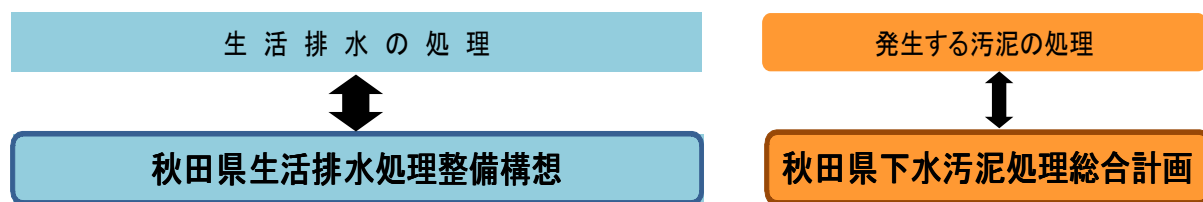
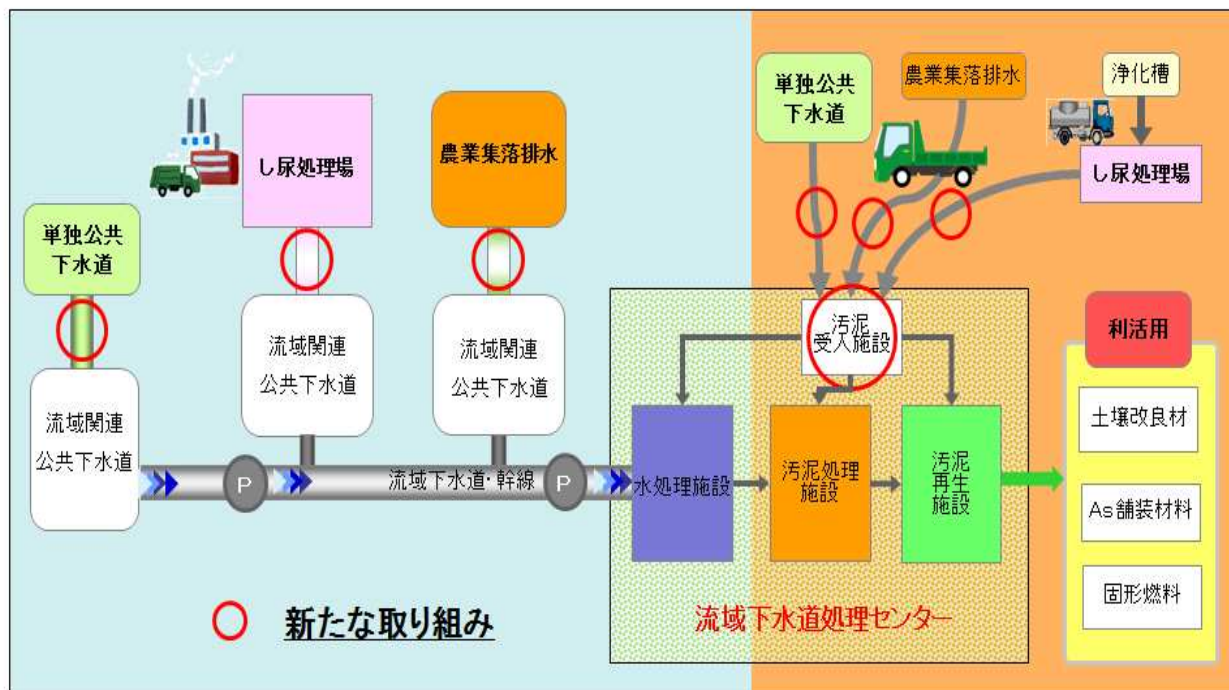
（3）流域別下水道整備総合計画（米代川流域）の見直し

公共用水域の水質環境基準の達成・維持を目的とした下水道法の規定により定める
下水道整備のマスタープラン

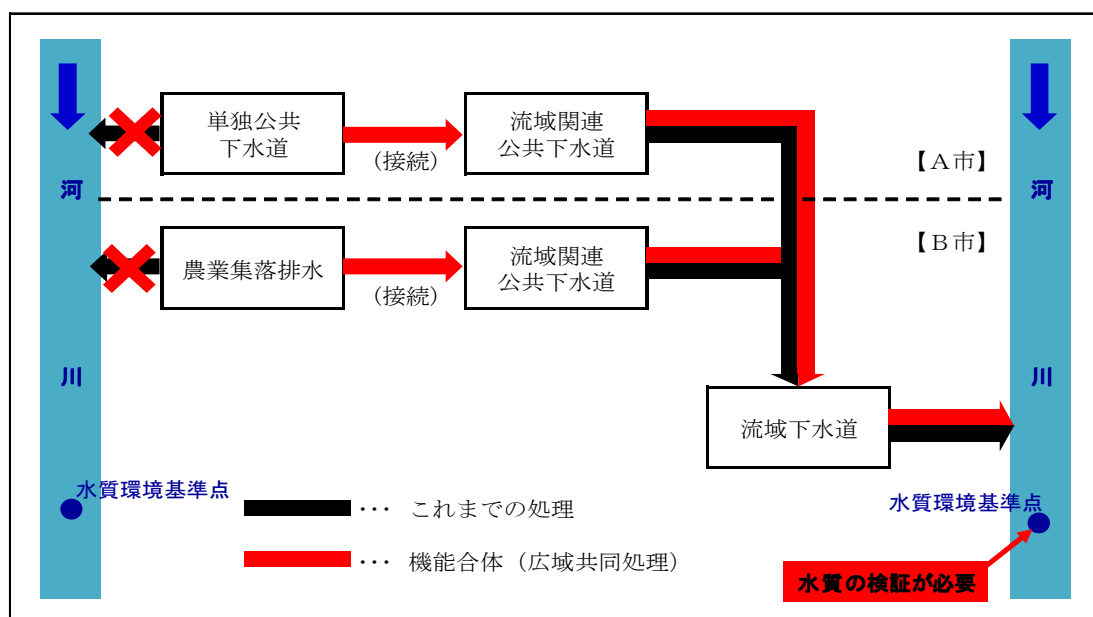
4 予算額

26,172千円

○生活排水処理における機能合体



○流域別下水道整備総合計画見直しのイメージ



平成25年度6月補正予算案の概要について

平成25年6月13日
道 路 課

1. 補正予算案の概要について

- 1) 老朽化した橋梁等道路施設の補修・補強や法面对策を実施
- 2) 安全・安心な歩行空間と交通安全の確保のため、歩道整備や交差点改良を実施
- 3) 冬期における安全で快適な道路空間の確保のため、防雪施設の整備、修繕を実施
- 4) 県土の骨格を形成する高速道路等ネットワークの整備

2. 主な事業の概要について

(1)地方道路交付金事業 【維持系】

1,354,000千円

■補修事業

412,100千円

- ・橋梁の長寿命化・耐震補強、切削・オーバーレイによる舗装補修、落石防護や法面保護等による法面对策

事業箇所 … (一)比内森吉線 千本杉工区 外11箇所



○橋梁補修[国道105号飛鳥大橋工区]



○法面对策[(一)比内森吉線千本杉工区]

■交通安全事業

336,000千円

- ・歩道の新設や拡幅

事業箇所 … 国道282号 手紙沢工区 外9箇所



○歩道整備[国道282号手紙沢工区]

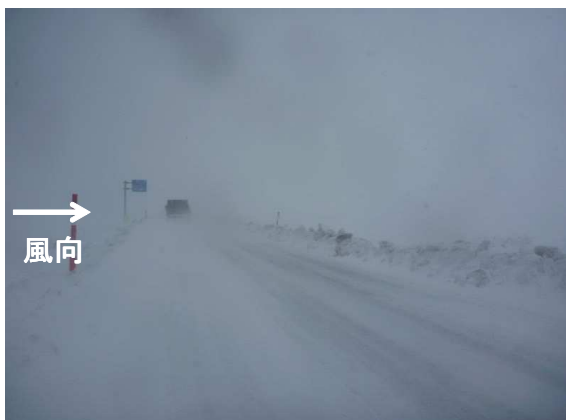


○交差点改良[国道105号石持工区]

■雪寒事業

520, 900千円

- ・防雪柵、雪崩予防柵、堆雪帯の確保、消融雪施設の更新・新設等
- 事業箇所 … (主)男鹿琴丘線 百川工区 外15箇所



○防雪柵[(主)男鹿琴丘線百川工区]



○スノーシェルター補修[国道282号才田工区]

(2)地方道路交付金事業（改築）

435, 600千円

- ・高速IC、観光地等へのアクセス向上や地域間交流を支援する道路等の整備
- 事業箇所 … (一)大館能代空港西線 鷹巣西道路工区 外9箇所



○道路改良[(一)大館能代空港西線
鷹巣西道路工区]



○道路改良[(主)神岡南外東由利線
南外下袋工区]

インターチェンジ関連交通環境整備交付金について

平成 25 年 6 月 13 日
道 路 課

1 目的

平成 25 年度政府予算の成立により、日沿道「遊佐～象潟」間の新規事業化や東北中央道「昭和～雄勝こまち」間の計画段階評価に向けた調査開始が決定し、**県内の高速道路ネットワークの完成に目処が立った一方で、インターチェンジ間隔が 10 km を超える箇所が多く存在することから、市町村が高速道路の利便性向上のために新たな IC（以下「追加 IC」という。）を設置している。**

追加 IC の整備は、高速道路の利便性向上はもとより、産業誘致による地域活性化や雇用創出、観光振興や医療施設への搬送時間の短縮など、広域的な効果が見込まれている。

そうしたことから、事業主体である市町村の財政負担を軽減させるため、県として交付金を交付するものであり、**追加 IC 本体ではなく接続する道路等の交通環境整備（附帯施設の整備等）に役立ててもらうものである。**

2 補正予算額

2, 000 千円

3 交付金の対象等

（1）交付金の対象事業

市町村が整備する**追加 IC に関連する道路交通環境整備事業**（以下「交通環境整備事業」という。）。

ただし、**追加 IC 本体の整備事業は対象外である。**

（2）今回対象とする追加 IC

小坂町が設置する「（仮称）小坂北インターチェンジ」

（3）交付金の使途

市町村が単独経費で行う交通環境整備事業（地方債の対象事業外であること）

ただし、既存の単独事業への財源振替及び職員人件費は対象外。

（事例）

市町村道の舗装補修、道路標識類の設置、用地補償関連費等

4 交付限度額の算定

市町村が国庫補助制度及び有利な起債制度を活用した場合における、市町村の実負担額（一般財源）に相当する額の約半分を交付限度額とする。

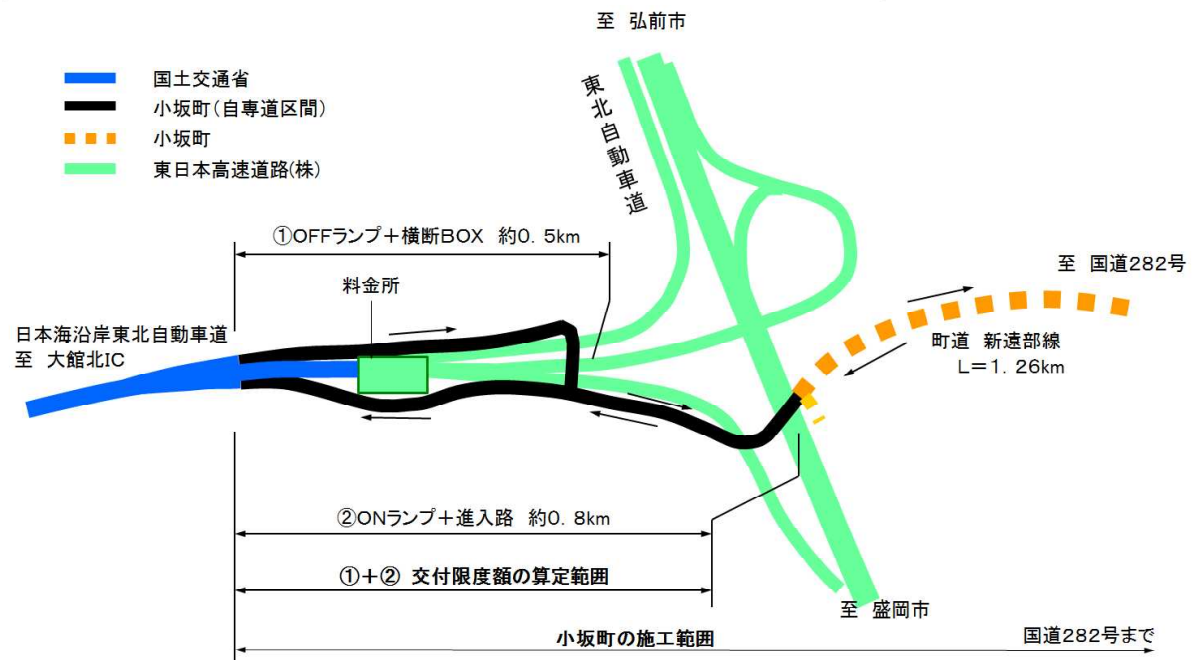
高規格幹線道路整備状況図（県北部）

平成25年5月16日現在



図－1 県北地区高規格道路整備状況図

(仮)小坂北インターチェンジ及び(仮)小坂ジャンクション 施工・管理区分図



図－2 (仮称)小坂北IC及び(仮称)小坂JCT 施工・管理区分図

平成25年度6月補正予算案の概要について

平成25年6月13日
河川砂防課

1. 6月補正予算案の概要について

- 集中豪雨に対応出来る都市近郊部の治水対策
- 高齢化社会に対応した土砂災害対策
- 公共土木施設の長寿命化対策
- 融雪出水等による被災箇所の次期出水に備えた対策

2. 主な事業の内訳について

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内訳
広域河川改修事業	581,720	築堤工（馬踏川）外7河川
国直轄河川事業負担金	389,015	成瀬ダム、鳥海ダム
総合流域防災事業	33,800	砂防えん堤改築（雄物川圏域）
県単河川改良事業	428,240	護岸工（皆瀬川）外32河川
県単河川等環境維持修繕事業	89,700	河道掘削（桧木内川）外14河川
河川受託事業	1,200	橋梁負担金（秋田市）
通常砂防事業	52,500	調査設計（上台沢）
火山砂防事業	21,000	調査設計（谷地村沢）
県単砂防事業	38,000	被災箇所調査(谷地)、斜面对策(上川原)外2箇所
合計	1,635,175	

3 主な事業内容について



[広域河川改修事業 馬踏川（秋田市）]



[火山砂防事業 谷地村沢（仙北市）]

平成25年度6月補正予算案の概要について

平成25年6月13日
港湾空港課

1. 補正予算の概要について

- ・国の「防災・安全交付金」を活用して能代港の港湾施設の延命化を図る。
- ・物流拠点としての秋田港国際コンテナターミナルの機能強化を図る。

2. 主な事業の内訳について

(単位：千円)

事業名	事業費	事業概要	事業箇所
統合補助改修事業	30,778	(-7.5m)岸壁補修	能代港 (中島地区)
秋田港国際コンテナターミナル 施設整備事業 (債務)	180,000	トランスファークレーン購入	秋田港 (外港地区)

3. 主な事業内容



車止め



統合補助改修事業
能代港 (中島地区)
(-7.5m)岸壁補修



トランスファークレーン

秋田港国際コンテナターミナル
施設整備事業
秋田港 (外港地区)
トランスファークレーン購入

環日本海クルーズ推進事業について

平成25年6月13日

港湾空港課

1 目的

日本海に面する港湾の背後には日本を代表する数多くの観光地があり、クルーズ観光拠点として高い潜在能力を秘めている。

そこで、日本海側に位置する港湾及び背後地域が連携して環日本海クルーズの魅力を情報発信し、外航クルーズ客船の誘致を実現することにより、クルーズ観光拠点港としての需要の開拓を図る。

これにより、秋田県内の地域振興・経済活性化に寄与することを目的としている。

2 事業内容

(1) 内容

環日本海クルーズの魅力を国内外船社や旅行代理店等に広くアピールするため、以下の事業を実施する。

①客船誘致促進事業

小樽港・伏木富山港・京都舞鶴港・境港と連携して、国内外船社及び旅行代理店等に対し、クルーズ客船の誘致促進に努める。

②広報宣伝事業

- ・環日本海クルーズ推進協議会のウェブサイトの制作（日本語・英語）
- ・共同パンフレットの作成（日本語・英語 各1,000部）

③会議への出席

環日本海クルーズ推進協議会、日本海クルーズ連絡会議、全国クルーズ活性化会議の担当者会議等へ出席し、情報収集を図る。

④要望活動

クルーズ客船の乗船客の入国手続きが迅速に行われるよう、国の税関機関等に対し、引き続き要望活動を行う。

3 予算額

環日本海クルーズ推進協議会負担金等 1,706千円

環日本海クルーズ計画

日本海側に位置する港湾及び背後地域が連携して環日本海クルーズの振興を推進することにより、秋田県を含む日本海側地域の振興・経済活性化を達成することを目的とする。



クルーズ誘致実施計画

- 外航クルーズは、朝に寄港し日中は背後地域を観光、夜に出港して次の寄港地へ移動する**周遊型**が一般的であり、誘致活動は**連携**して行うことが有効。

実施計画

他港との連携による積極的な外航クルーズの誘致

- 環日本海クルーズ推進協議会(小樽港・伏木富山港・舞鶴港が設立)
- 日本海クルーズ連絡会議(金沢港・境港・秋田の港で組織)

全国レベルでの情報共有・意見交換

- 全国クルーズ活性化会議

↓ H26以降

秋田県クルーズ推進協議会(仮称)を設立

- 国・県・市の関係部署及び観光関係者による誘致活動基盤となる組織を設立
- マイアミコンベンション・上海見本市で国内外旅行会社へポートセールス

洋上風力発電適地選定調査について

平成25年6月13日

港湾空港課

1 目的

北海道・東北地方には風況が洋上風力発電に適した地点が多いとされており、県ではこれまでに風力発電導入可能量調査を行っている。その中で秋田港・能代港については風力発電の適地であることが示されていることから、港湾区域内において、航行安全等への影響調査を行なうとともに、関係機関及び地元関係者等からなる協議会を設置して意見調整を行った後、2年目に「再生可能エネルギー源を利活用する区域」として港湾計画に位置づける予定である。

2 事業内容

次の手順により、洋上風力発電の導入を推進する区域の設定を行う。

①影響の調査と課題の整理

航行安全・騒音・電波障害等、影響範囲の解析を行う。

②導入検討協議会による意見調整

調査の結果を基に海上保安部・市・環境部局など関係機関との意見調整を行う。

③港湾計画の変更

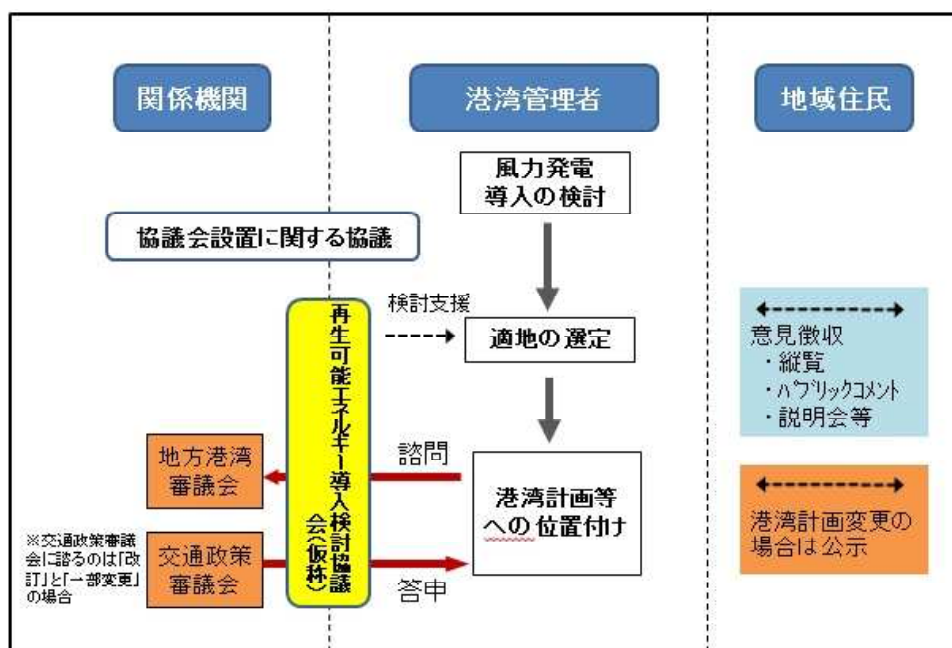
設置可能な区域の設定を行い、港湾計画変更に向けた資料の整理を行う。

3 予算額

4, 664千円

調査委託費 4, 160千円

協議会経費 504千円



県有建築物大規模修繕事業について

平成25年6月13日
営 繕 課

1 目 的

県民に安全で安心して県有建築物を利用していただくため、経年劣化等により改修が必要な県有建築物の大規模な修繕を実施する。

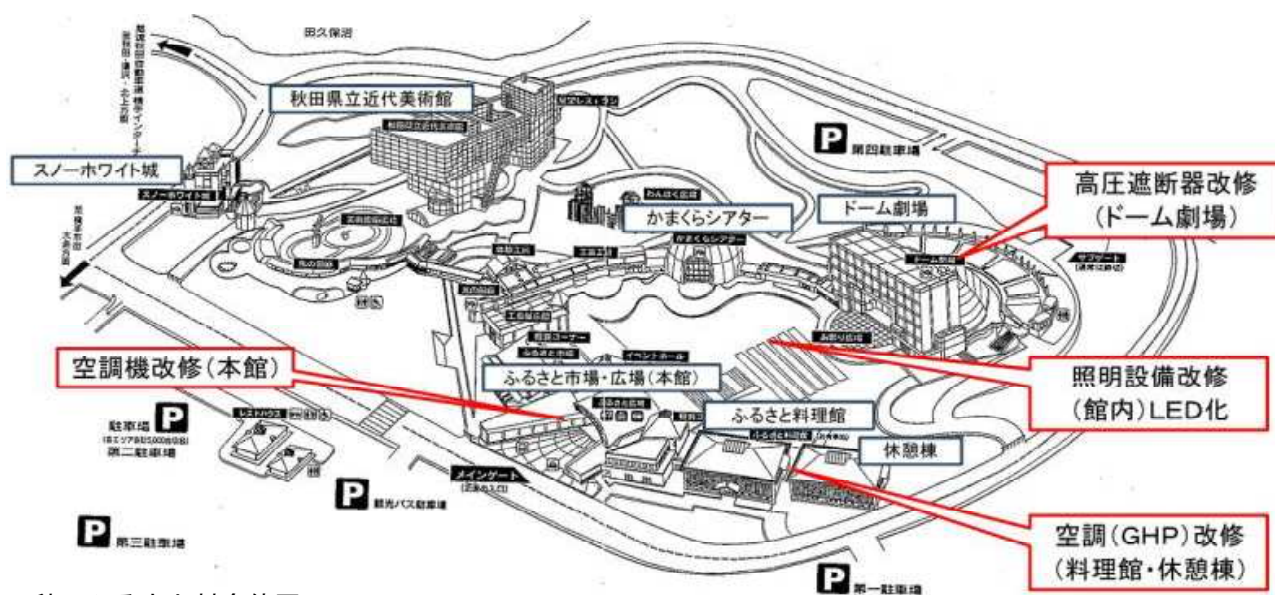
2 事業概要

	施 設 名	事 業 内 容	事 業 費 (委託費含む)
1	秋田ふるさと村 (横手市赤坂)	空調、照明設備改修	122,871 (千円)

3 事業スケジュール（予定）

実施設計：平成25年 8月～25年 9月末

施工期間：平成25年11月～26年 3月末



秋田ふるさと村全体図

秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例 の一部を改正する条例案について

平成 25 年 6 月 13 日
建 築 住 宅 課

1 改正理由

新婚世帯の経済的な負担を軽減することにより結婚しやすい環境を整備するため、県の所有する分譲地内の土地をその時価から減額した価額で譲渡することができる要件に、当該土地を婚姻の予約をしている者又は婚姻後 5 年以内の者の居住の用に供する場合を加える必要がある。

2 改正内容

県が所有する分譲地内の土地をその時価から減額した価額で譲渡することができる要件に、当該土地を**婚姻の予約をしている者又は婚姻後 5 年以内の者**の居住の用に供する場合を加える。

3 施行期日

公布の日から施行する。

＜参考＞秋田県分譲地内の土地の減額譲渡等に関する条例

(平成 22 年 4 月 1 日施行)

県が所有する分譲宅地（平成 21 年 12 月に旧秋田県住宅供給公社から代物弁済によって取得）の譲渡等において、県の重要な施策の推進に資するものとして条例で定める用途※）に供する場合に、その時価から減額した価額で譲渡等ができる。

※） 私人に係る減額譲渡要件（用途）及び減額割合

	減額譲渡要件(用途)	減額割合
1	Aターン予定者又はAターン者の居住の用	25%
2	18歳未満の者を養育している者(妊娠中を含む)の居住の用	25%
3	障害者の居住の用	25%
4	65歳以上の者と同居し、又は同居予定の者の居住の用	25%
5	社会福祉事業の用に供する施設の用	25%
6	医療提供施設の用	25%
7	私立学校の施設の用	25%
8	その他知事が定める用	25%